

特殊車両の指導取締り処分基準等

令和4年9月22日策定

令和7年3月27日改正

令和8年3月16日改正

I 特殊車両の指導取締りとは

道路管理者は、道路構造を保全するとともに、交通の危険を防止するため、やむを得ない場合に限り、特殊車両の通行を許可しているところである。

このため、違反車両の指導取締りを行い、運転者及び事業者等への法令遵守の意識向上を促すとともに、道路構造の保全及び交通の危険防止に取り組むものである。（道路法第47条、同条の2及び同条の14、第71条）。

本市は、本市が管理する道路における特殊車両の通行実態、道路の状況その他の事情を勘案して、道路上において、特殊車両を違法に通行させている者に対して定期的に取り締りを実施するものとする（以下、「車両を停止させて行う取締り」という。）。

また、上記取締りのほか、ビデオカメラ等の撮影機器を使用して撮影した映像から車両の大きさを自動的に計測できるAIを使用し、又はデジタルカメラ等の撮影機器を使用して撮影した画像から特殊車両を判別して特殊車両の取締りを実施するものとする（以下、「動画等を用いて行う取締り」という。）。

なお、違反者への処分については、「特殊車両の指導取締り処分基準（以下、「処分基準」という。））により行う。

II 特殊車両の指導取締り処分基準

※主な違反の内容及び条項

○無許可（車両諸元及び通行経路違反）⇒道路法第47条第2項違反

○許可条件（通行時間など）違反⇒道路法第47条の2第1項違反

○許可証不携帯⇒道路法第47条の2第6項違反

※特殊な車両の通行許可を受けた者は、以下のいずれかの携帯が必要となる。

- ・許可証原本
- ・許可証の写し
- ・許可について電子情報処理組織を使用して通知された事項が記載された書面又は当該許可証に記載された事項をスキャナ等によって読み取ってできた電磁的記録
- ・許可について電子情報処理組織を使用して通知された事項をその映像面に直ちに明瞭な状態で表示できる電子計算機その他の機器

○回答違反（車両諸元、通行経路及び通行条件違反）⇒道路法第47条の10第3項

○回答書不携帯⇒道路法47条の10第7項

※特殊車両通行確認制度による回答を受けた者は、以下のいずれかの携帯が必要となる。

- ・回答書原本
- ・回答書の写し
- ・回答について電子情報処理組織を使用して通知された事項が記載された書面又は当該許可証に記載された事項をスキャナ等によって読み取ってできた電磁的記録
- ・許可について電子情報処理組織を使用して通知された事項をその映像面に直ちに明瞭な状態で表示できる電子計算機その他の機器

○措置命令違反⇒道路法第47条の14第1項違反

○運転者及び事業者等からの聴取後の対応

- ・車両を停止させて行う取締りの場合

説明者は、運転者から聴取した後、速やかに聴取情報を調書作成者に引き継ぐ。調書作成者は、「特殊車両指導取締調書（別記様式第1号）」を作成すること

なお、手続き等が終了した車両については、速やかに誘導し退場させること

- ・動画等を用いて行う取締りの場合

担当者は、違反が疑われる車両を発見したときは、当該車両を通行させた事業者等から聴取し、「特殊車両指導取締調書（別記様式第1号）」を作成すること

違反があった場合

1 車両を停止させて行う取締りの場合（別表1-1参照）

1-1 指導警告

「特殊車両指導取締調書（別記様式第1号）」に基づき、別表1-1の指導警告に係る基準に該当する場合は、運転者及び事業者等に「指導警告書（別記様式第2号）」を交付し、警告を行うこと

1-2 措置命令

- ① 無許可の特殊車両又は許可若しくは特殊車両通行確認制度による回答を受けた特殊車両のうち別表1-1の措置命令に係る基準に該当する場合は、措置命令を行う。（「措置命令書（別記様式第3-1号）」手交。）措置命令の内容は、別表1-1の基準及び下記の場合により運転者に対して、徐行、軽減措置又は通行の中止を求めること

（軽減措置を求める場合）

違反者が通行させている特殊車両の構造の一部又は積載物が分割可能であるため違反者に対する措置が軽減措置となる場合で、しばらくの間、道路上に違反車両を停車又は

積載物の存置を行うときは、「車両の停止が生ずる場合の確約書（別記様式第3－2号）」を提出させ、通行の支障にならない場所で待機させ、積載物を分割して運搬するための車両を運転者に呼ばせること

（通行の中止を求める場合）

違反者が通行させている特殊車両の構造若しくは積載物が分割不可能であると主張する場合、又は違反者が通行させている特殊車両の構造若しくは積載物が分割可能な場合であって、違反者が軽減措置の命令に従わない場合、又は違反者が通行させている特殊車両の構造若しくは積載物が分割不可能な場合で、違反者に対する措置が通行の中止となるときは、「車両の停止が生ずる場合の確約書（別記様式第3－2号）」を提出させ、事業者等に連絡し、特殊車両通行許可申請手続き等の事後対応を検討させること

（停車場・存置場所が確保できない場合）

違反車両を停車させる場所や積載物を存置しておく場所が無い場合は、道路構造の保全及び交通の危険防止に必要な条件を付与して違反状態を解消できる目的地までの通行を指示するとともに、「通行指示書（別記様式第3－3号）」を交付し、一時的な通行を認めるものとする。通行指示書は、措置命令書に添付したうえで通行指示書作成者が割印するものとする。なお、道路交通法に基づく制限外積載違反のため、警察官により通行指示書が交付される場合は、その内容と整合を図るものとする。

② 後日、違反車両を通行させた事業者等へ「措置命令警告書（別記様式第3－4号）」と取締り当日に交付した措置命令書の写しを送付し、再発防止のための警告を行うこと

③ 軽減措置を命じた場合は、軽減したことが分かる写真を大阪市建設局道路河川部調整課（特殊車両担当）あて送付させること。なお、通行の中止、指定した時間帯までの通行停止等、特殊車両の取締り中に、職員が確認できる場合は、報告させる必要はない。

2 動画等を用いて行う取締りの場合（別表1－2参照）

2 指導警告

確認した許可証の有無・許可条件、車検証に記載された車両諸元等に基づき、別表1－2の指導警告に係る基準に該当する場合は、違反車両を通行させた事業者等へ「指導警告書（別記様式第2号）」を交付し、警告を行うこと

3 是正指導

① 最後に違反があった日から1年以内に、再び違反があったことを確認した場合は、指導警告又は措置命令等の対応を行うとともに是正指導を行う。

- ② 指導方法は、是正指導を受ける者の事務所等の住所地が大阪府内である場合と大阪府外である場合に分けて対応を変えること

②－１ 是正指導を受ける者の事務所等の住所地が大阪府内の場合

ア 呼出状

是正指導を受ける者の事務所等の住所地が大阪府内にある場合は、「是正指導呼出状（別記様式第４－１号）」を、違反車両を通行させた事業者等へ交付すること

イ 是正指導書

呼出に応じた場合は、大阪市建設局道路河川部調整課で違反内容を示したうえで、事業者等に確認させ、再び違反行為がなされないことを求め、対面で「是正指導書（別記様式第４－２号）」を手交するとともに、以下の事項を指導し是正を求めるものとする。

- （ア）再び違反行為がなされないよう改善措置を講じること
- （イ）（ア）の改善措置の具体的内容を報告すること
- （ウ）違反走行に関係する荷主名及び積荷に関する情報を任意で聴取すること

なお、呼出に応じない場合は、「是正指導書」を送付し、書面にて上記（イ）に関する事項を報告させること

②－２ 是正指導を受ける者の事務所等の住所地が大阪府外の場合

ア 是正指導書

是正指導を受ける者の事務所等が遠方地にあるため、呼出することが困難な場合は、「是正指導書」を送付し、書面にて上記②－１イ（イ）に関する事項を報告させること

４ 公表

- ① 下記のいずれかの場合に該当するときは、違反車両を通行させた事業者等に対して、予めその旨を通知し、弁明の機会を付与したうえで、本市のホームページに下記の事項を掲載する。

なお、本市が確認できる範囲内で、最後に違反があった日から１年間、違反が確認できなかった場合は、累積違反回数は消滅するものとする。

【公表する場合】

- （ア） 車両総重量の２倍超過の特殊車両を通行させたとき
- （イ） 措置命令に違反したとき

- (ウ) 累積違反回数が措置命令 2 回又は指導警告 4 回のいずれかとなったとき
- (エ) 是正指導の呼出に応じない場合又は是正指導後に改善状況が確認されない場合で、かつ最後に違反があった日から 1 年以内に再度違反があったとき

【公表する事項】

- ・違反車両を通行させた事業者等の氏名又は名称、事務所等の住所
- ・違反内容（違反日、場所、是正指導の内容等）
- ・主な違反条項
- ・許可の取消しを行った場合は、許可の取消しを行った年月日及び取消した許可の内容

② 弁明の機会の付与については、行政手続法（平成 5 年 11 月 12 日法律第 88 号）及び大阪府市聴聞等の手続きに関する規則（平成 6 年大阪府規則第 120 号）によること。

③ ホームページへの掲載は、掲載を行った月から 1 年間継続して行うものとする。なお、公表中に違反行為を確認した場合は、「5 特殊車両通行許可の取消し」を参照に許可の取消しを行うとともに、「6 告発」を参照に告発を行い、その月から 1 年間公表を継続するものとする。

5 特殊車両通行許可の取消し

① 本市が許可を行っていた場合で、車両総重量の 2 倍超過の特殊車両を通行させたとき、措置命令に違反したとき、4 の公表を行っているにもかかわらず、公表中に再度違反行為を確認したとき又は、特殊車両通行許可書の内容等に違反し、人の死亡若しくは重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊等に係る重大な交通事故を発生させたときは、あらかじめ聴聞を行ったうえで、道路法第 47 条の 2 第 1 項の規定による許可の取消しを行い、速やかに当該許可証を返還させるとともに、「特殊車両通行許可取消通知書（別記様式第 5 号）」を、違反車両を通行させた事業者等に対して送付すること。

他の道路管理者が許可を行っていた場合は、「特殊車両通行許可違反事実通知書（別記様式第 6 号）」により当該道路管理者に対し、違反事実等について通知を行うこと。この場合、許可を取消するか否かの判断は、許可を行った当該道路管理者に委ねること。

特殊車両通行確認制度による回答を受けている場合は、近畿地方整備局に対し、当該違反事実等について通知すること。

なお、「死亡」とは、交通事故によって発生から 24 時間以内に亡くなった場合を指し、「重傷」とは、交通事故によって負傷し、1 ケ月（30 日）以上の治療を要する場合をいい、複数の負傷者がある場合は、加療日数の合計が 1 ケ月以上の場合をいう。「道路の損壊等に係る重大な交通事故」とは、当該特殊車両による交通事故によって、事故

が起きた道路が全面通行止めの規制を6時間以上行った場合を指す。なお、許可の取消しの対象は、起因する事故の第一原因者とする。

- ② 聴聞の手続き及び許可の取消しについては、行政手続法及び大阪市聴聞等の手続に関する規則によること

6 告発

本市が管理する道路において、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当する場合は、警察と協議のうえ、以下の手順により告発を行うこと

- (ア) 車両総重量の2倍超過の特殊車両を通行させたとき
- (イ) 措置命令に違反したとき
- (ウ) 4の公表を行っているにもかかわらず、公表中に再度違反行為を確認したとき
- (エ) 特殊車両通行許可書の内容等に違反し、人の死亡又は重傷に係る交通事故若しくは道路の損壊等に係る重大な交通事故を発生させたとき
- (オ) 道路法第72条の2第2項の規定に違反し、報告せず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、若しくは妨げたとき

告発の手順

当該告発対象者について、告発の根拠となる行為に関する必要書類を取り揃え、刑事訴訟法（昭和23年7月10日法律第131号）第239条の規定に基づき、告発を行う旨、警察と協議を行う。

協議を受けて、「告発状（別記様式第7号）」を、警察に提出し、告発すること

附則（令和7年3月27日改正）

この改正規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、罰則規定のうち拘禁刑に関する改正規定は、令和7年6月1日から施行する。

附則（令和8年3月16日改正）

この改正規則は、令和8年3月16日から施行する。

【罰則規定】

1. 車両の通行が禁止または制限されている場合、これに違反して通行させた者、許可条件に違反した者は

● 6 箇月以下の拘禁刑または 3 0 万円以下の罰金（道路法第 1 0 3 条第 3 号）

2. 道路管理者または道路監理員の通行の中止などの命令に違反した者は

● 6 箇月以下の拘禁刑または 3 0 万円以下の罰金（道路法第 1 0 3 条第 5 号）

3. 車両の幅、長さ、高さ、重さ、最小回転半径などで制限を超える車両を道路管理者の許可なく通行させた者、または許可条件に違反して通行させた者は

● 1 0 0 万円以下の罰金（道路法第 1 0 4 条第 1 号）

4. 特殊車両を通行させるとき、許可証を備え付けていなかった者は

● 1 0 0 万円以下の罰金（道路法第 1 0 4 条第 2 号）

5. 車両の幅等、個別的に制限されている道路に車両を通行させて、通行の中止、総重量の軽減、徐行などの道路管理者の命令を受けながら、それに違反した者は

● 5 0 万円以下の罰金（道路法第 1 0 5 条）

6. 報告書の提出又は立入検査を求めたにもかかわらず応じなかった者又は妨げた者は

● 3 0 万円以下の罰金（道路法第 1 0 6 条第 8 号）

7. 行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各条の罰金刑に科することを定めたものの。

● 上記の罰金刑（道路法第 1 0 7 条）

違反があった場合の対応（別表）

表1－1

		幅		高さ []内は高さ指定道路の場合		長さ		重さ []内は重さ指定道路の場合					
								単車		連結車(2軸牽引車)		連結車(3軸牽引車)	
								無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違反)	無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違反)	無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違反)
指導警告		2.5m超過3.0m以下	許可若しくは回答幅超過 3.0m以下	3.8m超過4.1m以下 [4.1m超過 4.3m以下]	許可若しくは回答高超過 4.1m以下 [許可若しくは回答高超過 4.3m以下]	12m超過	許可若しくは回答 長さ超過	20t超過30t以下 [25t(※1)超過30t以下]	許可若しくは回答重量超過 30t以下 [許可若しくは回答重量超過 かつ25t(※1)超過30t以下]	20t超過36t以下 [25t(※1)超過36t以下]	許可若しくは回答重量超過 36t以下 [許可若しくは回答重量超過 かつ25t(※1)超過36t以下]	20t超過41t以下 [25t(※1)超過41t以下]	許可若しくは回答重量超過 41t以下 [許可若しくは回答重量超過かつ 25t(※1)超過41t以下]
措置命令(※2)	徐行等	3.0m超過3.25m以下	許可若しくは回答幅 超過かつ3.0m超過 3.25m以下	4.1m超過4.3m以下 [4.3m超過 4.5m以下]	許可若しくは回答高超過 かつ4.1m超過4.3m以下 [許可若しくは回答高超過か つ4.3m超過4.5m以下]			—	—	36t超過37t以下	許可若しくは回答重量超過 かつ36t超過37t以下	41t超過42t以下	許可若しくは回答重量超過 かつ41t超過42t以下
	軽減措置 通行中止 (※3)	3.25m超過	許可若しくは回答幅 超過かつ3.25m超過	4.3m超過 [4.5m超過]	許可若しくは回答高 超過かつ4.3m超過 [許可若しくは回答高 超過かつ4.5m超過]			30t超過	許可若しくは回答重量超過 かつ30t超過	37t超過	許可若しくは回答重量超過 かつ37t超過	42t超過	許可若しくは回答重量超過 かつ42t超過

表1－2

		幅		高さ []内は高さ指定道路の場合		長さ	
		無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違反)	無許可若しくは 回答違反(経路違反)	許可若しくは 回答違反(車両諸元違反)		
指導警告		2.5m超過	許可若しくは回答幅超過	3.8m超過 [4.1m超過]	許可若しくは回答高超過 [許可若しくは回答高超過]	12m超過	許可若しくは回答 長さ超過

※1 車両の通行の許可の手続き等を定める省令第1条の2の表に基づき、重量が変更となる。
(抜粋)令第三条第二項に規定する国土交通省令で定めるバン型のセミトレーラ連結車、タンク型のセミトレーラ連結車、幌枠型のセミトレーラ連結車及びコンテナ又は自動車の運搬用のセミトレーラ連結車並びにフルトレーラ連結車で自動車及び被けん引車がバン型の車両、タンク型の車両、幌枠型の車両又はコンテナ若しくは自動車の運搬用の車両であるものの総重量の最高限度は、次の表に掲げる値とする。

区分	最遠軸距	総重量の最高限度
高速自動車国道以外の道路を 通行するもの	八メートル以上九メートル未満	二十四トン(令第三条第一項第二号イの規定に基づき道路管理者が指定した道路を通行する車両にあつては、二十五トン)
	九メートル以上十メートル未満	二十五・五トン(令第三条第一項第二号イの規定に基づき道路管理者が指定した道路を通行する車両にあつては、二十六トン)
	十メートル以上	二十七トン

※2 措置命令内容に応じて、違反車を使用させた事業者等より30日以内に報告を受けること。報告が無い場合は、措置命令違反とみなす。
※3 無許可車両とは、細部通達第1の1の道路法(以下「法」という。)第47条の2第1項の規定による許可を受けないで法第3条に規定する道路を通行させている特殊車両、細部通達第1の1(2)及び2に示す特殊車両並びに細部通達第1の1(1)、3、6に示す特殊車両で、当該車両に許可証を備え付けていないものをいう。
※4 無許可・回答違反は車両諸元違反、通行経路違反を含む。
※5 許可証あるいは回答書不携帯の場合で、電話等により当該許可の通行条件を確認できない場合、無許可と同様の扱いとする。
※6 許可証あるいは回答書を有しているが、通行時間に違反している場合は、夜間通行(21時～6時)とする。
※7 許可証あるいは回答書を有しているが、誘導車配置違反の場合は、車両諸元の程度により、分割不可能な場合は「通行の中止」の措置、分割可能な場合は「軽減措置」とする。
※ 本市が確認できる範囲内で、最後に違反があった日から1年間、違反が確認できなかった場合は、違反累積回数は消滅するものとする。

表1－3

		回答あり		回答なし
		回答違反あり	回答違反なし	
許可あり	許可違反あり	無許可(車両諸元違反)、 回答違反(車両諸元違反)、 無許可(車両諸元違反)かつ回答違反(車両諸元違反) のいずれか	違反なし	無許可(車両諸元違反)
		無許可(経路違反)又は 回答違反(経路違反)		無許可(経路違反)
		許可通行条件違反、 回答違反(通行条件違反)、 許可通行条件違反かつ回答違反(通行条件違反) のいずれか		許可通行条件違反
		許可証不携帯		許可証不携帯
	反許可し違反	違反なし	違反なし	違反なし
許可なし		回答違反(車両諸元違反)	違反なし	無許可
		回答違反(経路違反)		
		回答違反(通行条件違反)		
		回答書不携帯		